川崎市交通局公共工事中間前払金取扱要綱

平成 2 2 年 7 月 2 6 日 川交経第 1 4 0 号

川崎市交通局公共工事の前払金に関する規程(昭和38年交通局規程第8号)において準用する川崎市公共工事の前払金に関する規則(昭和38年川崎市規則第40号)第2条に規定する中間前払金については、川崎市公共工事中間前払金取扱要綱を準用する。この場合において、同要綱中「川崎市公共工事の前払金に関する規則」とあるのは「川崎市交通局公共工事の前払金に関する規程(昭和38年交通局規程第8号)において準用する川崎市公共工事の前払金に関する規則」と、「市長」とあるのは「交通局長」と、「川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号。以下「契約規則」という。)」とあるのは「川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号。以下「契約規程」という。)」と、「契約規則」とあるのは「契約規程」と、「市」とあるのは「交通局」と、「川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領」とあるのは「川崎市交通局建設工事低入札価格調査取扱要領」とあるのは「川崎市本工事請負契約約款)」とあるのは「川崎市交通局工事請負契約約款」と、「川崎市交通局長」と読み替えるものとする。

附則

この要綱は、平成22年7月26日から施行する。